

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書」に
対する意見について

令和3年12月3日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書」について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道久遠郡せたな町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大12,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年 9月 9日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和3年11月25日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和3年12月 3日

問合せ先:電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新瀬棚臨海風力発電所計画段階環境配慮書」に
対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

- ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響を適切に把握した上で、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映すること。
- イ 風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらの新設する場合に比べ、環境影響を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。
- ウ 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、適切な調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を実施すること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、本事業者による他の風力発電所と他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対する調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(4) 風力発電設備の既存の設備から新しい設備への更新(以下「リプレイス」という。)の特性を踏まえた環境影響評価

本事業はリプレイスであることから、「風力発電所のリプレイスに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和2年4月環境省)の考え方を参考にしつつ、その事業特性を踏まえた環境影響評価を実施すること。

(5) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)その他最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、住居等が存在し、既設の風力発電設備による風車の影に対する苦情への対応として稼働制限を実施しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔を取ること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「山地災害危険地区調査要領」（平成 18 年 7 月林野庁）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区等）等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ等の生息が確認されており、既設の風力発電設備では 2009 年 11 月にオオワシのバードストライクが確認されていることから、本事業の実施により、引き続き風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に対する影響について、既設風力発電所における衝突事故に関する知見や、専門家等からの助言を踏まえ、適切な手法（期間・時期、地域・地点等）により生息に係る実態調査を含む調査、予測及び評価を行い、オジロワシ、オオワシ等の重要な鳥類の採食地や移動経路等を明らかにした上で、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 2 回～第 5 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた砂丘植生、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設

備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、既存道路等を活用すること等により、これらの自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。